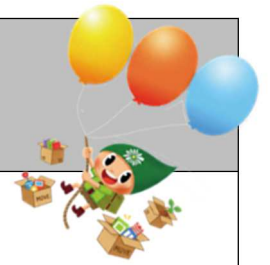




担当課	団地名	住所	助成対象	新婚・子育て 三世代隣居・近居世帯		全世帯	
			助成内容	家賃 1 か月 フリーレント	家賃 2 か月 フリーレント	家賃 2 か月 フリーレント	家賃 2 か月 フリーレント
			対象住戸	全住戸	全住戸	4・5階 住戸のみ	全住戸
営業企画課	アメニティコート尼崎	尼崎市潮江1丁目10番1		●			
	アミシング潮江アネックス	尼崎市潮江1丁目13番1		●			
	アメニティコート武庫之荘	尼崎市武庫之荘東1丁目8番6		●			
	アメニティコート伊丹南町	伊丹市南町2丁目3番22		●			
	アメニティコート伊丹南町Ⅱ	伊丹市南町2丁目3番20		●			
	伊丹鴻池(2)(4)(6)	伊丹市鴻池1丁目2番			●	●	
	伊丹池尻	伊丹市池尻5丁目24番			●	●	
	川西松ヶ丘(1)(2)	川西市松が丘町2			●	●	
	宝梅園(1)(2)	宝塚市青葉台1丁目1			●	●	
	宝塚安倉(3)(4)(5)	宝塚市安倉3丁目6番			●	●	
	ソリオ宝塚	宝塚市栄町2丁目1番1	●				
	アメニティコート宝塚湯本	宝塚市湯本町9番18					●
	ヴィエント西宮	西宮市池田町9番7	●				
	アメニティコート西宮いしざい	西宮市石在町19番3	●				
	西宮田近野(3)	西宮市田近野町7番4	●				
	アメニティコート甲子園Ⅰ(A)	西宮市甲子園町8番1	●				
	アメニティコート甲子園Ⅰ(B)	西宮市甲子園町8番2	●				
	アメニティコート甲子園Ⅱ	西宮市南甲子園2丁目1番	●				
	アメニティコート甲子園Ⅲ	西宮市甲子園町18番1	●				
	アメニティコート西宮北口	西宮市両度町3番2	●				
	芦屋浜高層(若葉)	芦屋市若葉町4番					●
	芦屋浜高層(高浜)	芦屋市高浜町5番					●
	アメニティコート芦屋春日	芦屋市春日町15	●				
	ラポルテ芦屋(東館)(北館)	芦屋市大原町9番・11番24	●				
	アメニティコート住吉本町	神戸市東灘区住吉本町1丁目10番46	●				
	アメニティコート岡本	神戸市東灘区岡本3丁目10番16	●				
	上湊川高層	神戸市兵庫区荒田町2丁目20	●				
	東垂水(1)(2)(3)	神戸市垂水区青山台5丁目6			●	●	
	東垂水南(1)(2)(3)(4)	神戸市垂水区青山台4丁目2			●	●	
	伊川谷(1)(2)(3)	神戸市西区伊川谷町別府766他			●	●	
	アメニティコート西明石(1)(2)(3)	明石市和坂123番5他					●
	播磨本荘	加古郡播磨町北本荘6丁目5番17他			●	●	
	城の宮(2)(3)<播磨城の宮>	加古郡播磨町野添城3丁目7			●	●	
	姫路市川	姫路市市川台3丁目1			●	●	
	姫路青山(3)<5.6号棟>	姫路市青山南3丁目3番4他			●	●	
	播磨科学公園都市高層	赤穂郡上郡町光都2丁目20	●				
明舞事務所	明舞北	神戸市垂水区神陵台2丁目1			●	●	
	神陵台特別住宅	神戸市垂水区神陵台2丁目3番10			●	●	
	アメニティコート明舞	神戸市垂水区狩口台1丁目16番1	●				

- (1)高齢者向け優良賃貸住宅申込者は除く
※三世代隣居・近居世帯のみ高齢者向け優良賃貸住宅への申込者は対象(助成対象物件に限る)
(2)機関保証会社の保証制度審査で承認が受けられない者は除く(家賃保証会社利用が必須)
(3)法人契約は全ての助成制度が対象外

公社の家賃助成 概要



1 期間

令和 8 年 8 月 1 1 日（火）以降の申込受付分

※原則申込から 4 5 日以内の賃貸借契約を締結とします

※申込住戸が未補修もしくは補修中であった場合は、補修完了日から 4 5 日以内に賃貸借契約を締結していただきます

2 対象世帯

期間中に申込をした、

【新婚・子育て世帯及び三世代隣居・近居世帯】

【対象団地の 4 階または 5 階に申込をした全世帯】

【対象住宅を申込した全世帯】

ただし以下を除く

①機関保証会社の保証制度審査で承認がうけられない者（家賃保証会社利用が必須）

②法人契約による申込

【新婚・子育て世帯及び三世代隣居・近居世帯】

<新婚世帯>

①申込時点において夫婦（婚約及び内縁関係を含む）の合計年齢が 8 0 歳未満の世帯

②婚約者と申込む場合は、契約後 3 か月以内に入籍（内縁関係を含む）できること

<子育て世帯>

①申込時点において 1 8 歳未満の子を扶養している世帯（妊娠している場合を含む）

※母子世帯・父子世帯も含みます

<三世代隣居・近居世帯>

・「親世帯」と「子孫世帯」の両世帯を合わせると、親、子、孫の三世代となることが必要

・「親世帯」とは「夫婦のみ」又は「6 0 歳以上の単身者」の世帯、「子孫世帯」とは同居者に中学校を卒業するまでの子供がいる世帯

①隣居：親世帯と子孫世帯のそれぞれが同じ対象物件に新たに契約して入居すると、親世帯及び子孫世帯ともに助成対象

②近居：対象物件から 2 km 以内に三世代（2 戸）が居住することで近居となり、新たに契約する 1 住戸が助成の対象

(1) 既に入居中の親世帯又は子孫世帯と同じ対象物件に新たに入居する場合

(2) 対象物件から 2 km 以内に居住する世帯と親子関係にあたる世帯が、新たに契約して入居する場合

3 家賃助成内容について

- ① 契約日から家賃相当額(共益費を除く)を1か月間、または、2か月間のフリーレント
- ② フリーレントは、賃貸借契約が継続することを前提に行うものとするため、契約日から1年を経過するまでに借主側の事情によって賃貸借契約が終了した場合は、フリーレント期間中の家賃相当額をお支払いいただきます
- ※公社が実施する他の家賃助成制度と併用することはできません

4 対象住宅およびフリーレント期間

【対象：新婚・子育て世帯及び三世帯隣居・近居世帯】

フリーレント 期間	対象住宅	対象住戸
家賃相当額 1か月	AC 尼崎、アミング潮江アネックス、AC 武庫之荘、AC 伊丹南町、AC 伊丹南町Ⅱ、ソリオ宝塚、ヴィエント西宮、AC 西宮いしざい、西宮田近野(3)、AC 甲子園Ⅰ(A)、AC 甲子園Ⅰ(B)、AC 甲子園Ⅱ、AC 甲子園Ⅲ、AC 西宮北口、AC 芦屋春日、ラポルテ芦屋(東館・北館)、AC 住吉本町、AC 岡本、上湊川高層、播磨科学公園都市高層、AC 明舞	全住戸
家賃相当額 2か月	伊丹鴻池(2)(4)(6)、伊丹池尻、川西松が丘(1)(2)、宝梅園(1)(2)、宝塚安倉(3)(4)(5)、東垂水(1)(2)(3)、東垂水南(1)(2)(3)(4)、伊川谷(1)(2)(3)、播磨本荘、城の宮(2)(3)〈播磨城の宮〉、姫路市川、姫路青山(3)〈5・6号棟〉、明舞北、神陵台特別	

【対象：全世帯】

フリーレント 期間	対象住宅	対象住戸
家賃相当額 2か月	伊丹鴻池(2)(4)(6)、伊丹池尻、川西松が丘(1)(2)、宝梅園(1)(2)、宝塚安倉(3)(4)(5)、東垂水(1)(2)(3)、東垂水南(1)(2)(3)(4)、伊川谷(1)(2)(3)、播磨本荘、城の宮(2)(3)〈播磨城の宮〉、姫路市川、姫路青山(3)〈5・6号棟〉、明舞北、神陵台特別、	4・5階 住戸のみ
	AC 宝塚湯本、AC 西明石(1)(2)(3)、芦屋浜高層(高浜・若葉)	全住戸